

災害発生・感染症等流行時における消毒液類の提供に関する協定書

大洗町（以下「甲」という。）と明利酒類株式会社（以下「乙」という。）とは、大洗町内において、災害、感染症、その他緊急事態（以下「危機事象」という。）が発生した場合における消毒液類の提供について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、大洗町内において、危機事象が発生し、町民生活に被害が及んだ場合又はそのおそれがある場合、甲・乙が協力して消毒液類を確保し、避難所等の衛生環境を整えることを目的とする。

（供給等の協力要請）

第2条 甲は、危機事象が発生した場合において、消毒液類等を調達する必要があるときは、乙に対し、消毒液類の供給を要請することができる。
2 前項の要請は、要請書（様式）によるものとする。ただし、緊急の場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を交付する。

（要請に基づく措置）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、優先供給に努めるものとする。
2 乙は、供給が完了したときは、速やかにその実施状況を文書により甲に報告するものとする。

（引き渡し等）

第4条 引き渡し場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。
2 甲は、乙が前項の規定により消毒液類を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第5条 第3条の規定により、乙が供給した消毒液類の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとし、甲は乙から請求があった後、遅滞なく支払う。
2 前項に規定する費用は、危機事象発生時直前における価格を基準として、甲・乙協議の上、決定するものとする。

（連絡体制）

第6条 甲と乙は、あらかじめ相互に連絡体制を確認する。変更が生じた際には、速やかに相手方に連絡するものとする。

（秘密の保持）

第7条 甲及び乙は、互いに、この協定に際し知り得た相手方の秘密を第三者に漏らし、又は利用してはならない。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定の日から令和7年3月31日までとする。
2 前項の期間満了の日の1か月前までに甲乙いずれからもこの協定の解除の意思表示がないときは、さらに期間満了の日の翌日から1年間この協定を延長するものとし、以後もまた、同様とする。


（その他）

第9条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度、相互が協議してこれを定めるものとする。
この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名のうえ、それぞれ各1通を保有する。

令和4年1月17日

甲 : 東茨城郡大洗町磯浜町 6881 番地の 275
大洗町

大洗町長



乙 : 水戸市元吉田町 338 番地
明利酒類株式会社

代表取締役

